

取扱区分:「公開」

第8回周南市景観審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和2年2月7日(金) 10時～
周南市役所 4階 防災対策室

第8回周南市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年2月7日（金） 10時～
- 2 開催場所 周南市役所 4階 防災対策室
- 3 出席委員 村越千幸子委員 ・ 日高晋作委員 ・ 中川明子委員
石丸和広委員 ・ 岡本大委員
- 4 事務局 都市整備部 有馬部長
都市政策課 原課長 ・ 宮崎課長補佐 ・ 原田係長
松岡主任
- 5 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 6 報告事項
第1号 景観条例による届出制度の平成30年度実績報告
第2号 景観重要公共施設について
- 7 議事の要旨

開会 10時

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

会長挨拶

(事務局)

それでは、これからの進行は、村越会長にお願いいたします。村越会長、よろしくお願いたします。

(会長)

それでは、審議の前に、議事録の署名委員を中川委員と石丸委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。

本日は、諮問事項はございませんが、2件の報告事項が提出されています。

まず、報告事項1の届出制度の平成30年度実績報告について、お願いたします。

(事務局)

それでは、景観条例による届出制度の平成30年度実績について、ご報告いたします。お手元の資料①「景観届出実績報告（平成30年度）」をご覧ください。

平成30年度の届出は、年間で561件を受け付けております。行為種類別件数の内訳は、建築物の建築等が534件、工作物の建設等、開発行為などで27件となります。

地区別件数においては、重点地区としている「都心軸地区」が19件、「鹿野地区」が0件、重点地区以外が542件となっております。

また、国の機関や県・市などの地方公共団体が届出を要する行為を行う際の「通知」については、9件を受け付けており、大規模な建築物の建築等を行う「事前協議」は、届出及び通知を併せて年間で37件を受け付けております。

平成24年の10月から始めた届出制度ですが、ここ最近の提出状況は、平成27年度が504件、平成28年度が547件、平成29年度が519件、平成30年度が561件と年間500件台で推移しており、「景観届出制度」が市民・事業者のみなさんにも周知されてきたと考えられます。

以上で、報告事項第1号景観条例による届出制度の平成30年度実績報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

届出制度の平成30年度実績報告につきまして、ご質問がございましたらお願いたします。

(委員)

未届になっているものはないのか、特に大規模なもの重点地区については、どの程度把握できているのでしょうか。それから、重点地区で19件のうち大規模なものは何件あるのか、用途もわかれば教えてください。

(事務局)

未届のものについては、建築確認申請は654件提出されています。建築確認申請は、ご存じのとおり民間の審査機関がごさいますので、すべてが市の建築指導課に提出されるものではないです。そのうち未届は115件、昨年度の審議会でも同じようなご意見をいただいています、そのときの未届は141件あり、若干改善はしており業者の方にも徐々に周知は浸透していると思っています。

都心軸地区の19件の内、建築物が18件、工作物の看板が1件提出されています。そのうち大規模な行為は2件ありまして、マンションと店舗となっております。

(委員)

店舗を具体的に教えていただけますか。

(事務局)

店舗は、国道2号沿いにありますサイクルベースあさひさんが大規模で提出されております。

(委員)

昨年度もお話ししたが、未届の数が改善されてきたということで周知が広がってきたことは非常に良いことだと思います。一方で、まだまだ100件以上の未届がありますので、周知の徹底ということで引き続き、建築確認申請時に届出が出ているかの確認ができるような周知をお願いできたらと思います。特に民間の場合は、ほぼノーチェックで確認申請になってしまうケースが多いのではないかと思います。私も実際に民間に確認申請を出しますが、そこで届出について問われたことはありません。あくまでお願いになると思いますが、できるだけチェックをしていただけるようお願いできたらと思います。

(事務局)

確認申請は民間の比率が高くなっており、市で取り扱う申請については、ほぼ届出は出ていると思います。民間につきましては、改めてどういう周知が良いのか検討して、直接お伺いするなどしてみようかと思います。建築士会さんとも連携しながら、周知を行っていきたくので今後ともよろしく申し上げます。

(会長)

民間というのは、ERI とハウスプラスと住宅センターがありますが、住宅センターは市の OB の方も多く頼みやすいと思います。ハウスプラスと ERI には、「景観届を周南市に提出しましたか」と、確認してもらっただけで、違ってくると思います。

それと、須々万などの都市計画区域外は確認申請が必要ないので、景観届も必要ないと思っている業者さんも、まだいらっしゃるので、建築士会からも土木建設業の方に周知したほうが良いのかもしれないですね。

他に質問はございませんか。無いようでしたら、本審議会で、届出制度の平成 30 年度実績について、報告を受けたこととします。

次に、報告事項 2 の景観重要公共施設について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「景観重要公共施設」につきまして、説明いたします。

初めに都心軸形成における施策につきまして、説明いたします。資料 2 をご覧ください。

現在、都市政策課では、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するために、都市機能と居住の誘導施策として、多様な拠点が集積している都心軸の価値を向上させ、ここに住むことがステータスになるようなエリア形成を目指しております。

まず、都心軸とはどこのエリアかと申しますと、徳山港から徳山駅前、市役所、徳山動物園のある徳山公園までの区間であり、本市の「顔」となるシンボリックなエリアです。

徳山駅周辺の魅力を高め、都市機能を誘導することを目的に、「都心軸空間デザイン事業」、「徳山駅周辺地区 包括的民間委託の検討」、そして「景観重要公共施設の検討」を進めております。

では、資料 3 をご覧ください。景観重要公共施設の概要につきまして、説明いたします。

景観法では、公共施設と周辺の建築物が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために、景観行政団体が、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用の許可の基準」を定めることができるとされております。

この基準が定められた場合には、その公共施設で行われる整備は、景観計画に即して行われる必要があり、占用を行う際には、その基準に適合する必要があります。

景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設といたしまして、「道路法による道路」「河川法による河川」「都市公園法による都市公園」などの施設があります。

整備に関する事項の例といたしまして、「駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする」などがあります。

占用等の許可基準の例といたしまして、「都市公園において、良好な景観の形成を図るため

に、公園管理者以外が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さの基準を定める。」などがあります。

次に、周南市で想定される公共施設といたしまして、御幸通、岐山通、徳山港線などがあります。

整備に関する事項につきましては、歩道舗装の素材及び色彩、街路灯、標識、信号柱や案内サイン等の形状及び色彩、街路樹の種類等があり、施設更新時などに、統一したデザインによる施設整備、景観形成を行うため、これらのデザインコードをあらかじめ決めておきます。

中段以降の緑と黄色の箇所ですが、景観行政団体と公共施設管理者の関係が記載してあります。

景観行政団体である周南市と道路などの公共施設管理者が協議を行い、公共施設管理者が同意し、また、整備に関する事項や占用等の許可基準について要請し、景観行政団体はその要請を尊重するという関係になります。

それでは、景観重要公共施設の指定における進め方ですが、資料 4 をご覧ください。

まず、景観整備機構と下協議を行いまして、景観重要公共施設の路線やルールの素案を作成いたします。

次に、公共施設管理者である周南土木建築事務所、市の道路課、公園花とみどり課や関係機関に個別に意見を伺います。

意見を集約し、素案の修正を行い、関係機関を集めまして関係者協議を行います。

また、沿道関係者や市民の方々の意見を伺う説明会やワークショップを行い、関係者協議を経て最終的な案を令和 2 年度以降に予定しており、その後、景観審議会を経て、景観計画・条例の改訂を予定しております。

現在、景観整備機構との下協議を終え、素案を作成し、公共施設管理者の周南土木建築事務所、市道路課、県警本部交通規制課、関係機関の中国電力、NTT フィールドテクノに意見を伺っておるところです。

次に、検討のたたき台となります、景観重要公共施設ガイドラインの案を作成いたしましたので、資料 5 をご覧ください。

このガイドラインは、完成いたしましたら、資料 6 としてお示ししております、平成 24 年公表の周南市公共施設景観ガイドラインに追記したいと考えております。

まず、1 の景観重要公共施設ですが、(1) 徳山駅北口駅前広場、(2) 徳山駅南口駅前広場、(3) 御幸通、(4) 岐山通、(5) ぴーえっち通り、(6) 徳山港線の、以上 6 つの施設を考えております。

2 の配慮すべき基本的事項として、国土交通省における「道路デザイン指針」等に配慮することと記載しております。

3 の基本方針として、景観計画に基づき景観重要公共施設の形成にあたっての基本方針を

示します。

4の個別基準において、対象とする各路線の基準を設定したいと考えております。

まず、(1)徳山駅北口駅前広場、(2)徳山駅南口駅前広場、(3)御幸通、(4)岐山通につきましては共通の個別基準としております。

理由といたしましては、徳山駅や駅前広場、市役所本庁舎が新しくなり、その際に照明施設やサイン等の色彩をマンセル値 N4.0 で統一しており、徳山駅から岐山通までを一体と考え、個別基準を統一したいと考えております。

個別基準の項目に関しましては、①歩道・街路、②街路樹等、③照明施設・防護柵、④サイン・掲示板・標識等、⑤電柱・電線類の5項目を挙げております。

各項目の内容ですが、①の歩道・街路では、「歩道の舗装等の色彩及び素材については、緑との調和に配慮し、路線ごとの統一性を図る。」、「舗装材（インターロッキング、レンガ、石材等）を補修する際は、既存と同一の舗装材を設置する。」としております。皆さんご存じとは思いますが、現在、御幸通の舗装が所々、アスファルトで補修されており、その補修箇所が目立つ結果となっております。このことから、補修する際は既存と同一の舗装材を設置したいと考えております。

次に②の街路樹等では、「街路樹等の道路緑化については、交通安全上支障のない範囲で、沿道緑化に努める。」、「街路樹の選定は、路線ごとの統一性に配慮する。」、「既存の街路樹については、緑のネットワークを絶やさぬよう、適正な維持管理を行い、本数を維持する。」、「やむを得ず、伐採する場合は代替で植樹すること。」としております。

③の照明施設・防護柵、④のサイン・掲示板・標識等、⑤の電柱・電線類では、色彩はマンセル値 N4.0 を基本とするとし、サイン・掲示板・標識等の形態意匠は、徳山駅北口駅前広場のサイン等との統一性を図りたいと考えております。

次に、(5)ピーエっち通りの個別基準につきましては、①の歩道・街路、②の街路樹等は徳山駅北口駅前広場や御幸通と同一の基準に、③の照明施設・防護柵、④のサイン・掲示板・標識等の色彩につきましては、マンセル値などの具体的な基準は設けず、「既存施設と統一性を図る」、「居心地と賑わいに貢献するものにする」、との基準にし、⑤の電柱・電線類につきましては、今後の関係者協議等で決めていきたいと考えております。

(6)徳山港線につきましても、①の歩道・街路、②の街路樹等は各路線と同一の基準に、③の照明施設・防護柵、④のサイン・掲示板・標識等、⑤の電柱・電線類は「施設の更新時は既存施設と統一するように努める」との基準にしたいと考えております。

続きまして、次のページの⑤の対象となる主な事業として、バリアフリー推進事業や施設の維持管理、施設の更新等を記載しております。

最後に、⑥のその他といたしまして、景観重要公共施設に隣接する建築物等についての基準について記載しており、詳細は「周南市景観形成ガイドライン」を参照するよう記載しております。

個別基準等の内容に関しましては、これから関係者協議の場で議論していく予定です。

現時点でのご報告として、先ほどご説明いたしましたが、現在、個別に公共施設管理者や関係機関に意見を伺っております。県警本部交通規制課との協議では、市役所前の交差点の信号機が今月建て替え予定で、既に材料等を発注済みであり、信号柱は標準の仕様になっており、色彩はマンセル値 N4.0 ではない、とのことでしたので、ご報告いたします。

また、この度は6路線を景観重要公共施設として挙げておりますが、その他の入れたほうが良い路線や、ガイドラインの個別基準として挙げている5項目以外の項目、その他このたたき台に関して委員の皆様からご意見いただければと思います。

以上で、報告事項第2号の景観重要公共施設についての報告を終了いたします。

(会長)

ありがとうございます。景観重要公共施設につきまして、ご質問等、ございましたらお受けしたいと思います。

(会長)

山口県内では、景観重要公共施設を指定しているところはないですね。

(事務局)

山口県内では、宇部市さん、柳井市さん、萩市さんで指定されています。

(会長)

特徴のないまちと言われる周南市の御幸通、岐山通などを景観重要公共施設に指定することは意味があると思いますので、皆さんご意見がございましたら、お願いいたします。

(委員)

今、たたき台としてあがっている道路は6路線だけですが、時間が経過することによって路線数を増やしていくというような計画はありますか。

(事務局)

増やすことも考えられると思っております。まだまだ、たたき台ですので、例えば説明でもありましたが、道路だけでなく公園なども含めることもあるのではと思っております。

(委員)

資料3で、デザインコードをあらかじめ決めておくと思いますが、ここでいうデザインコードとは資料5の個別基準のことでしょうか。

(事務局)

そうです。一昨年度のこの審査会で、市役所前の岐山通の歩道整備を行うときに、歩道の色や、街路灯の色の議論があったと思います。そのときに市では、色のルールを持っていなかったということもあり、この度、ルールを作成し施設の更新時等に迷うことなく統一性を図れるようにしていきたいと思っております。そういうことで、デザインコードは個別基準のところと考えております。

(委員)

統一が図られているようで、あまり図られていない印象を受けます。デザインコードという言葉が使われたので、周南市らしさなどの特徴を出すのかと思ったのですが、そういうことでもないように感じました。デザインコードを使う場合、まちの歴史性を踏襲するなどのイメージを持ったのですが、漠然と書かれており、マンセル値 N4.0 だけは確実に書かれていますが、それ以外に関しては、「配慮する」など漠然に書かれており、これで景観の統一感が出るのかよくわからないなと思いました。既存と同一の舗装材を設置するということが多く書かれていますが、既存と同一だと何も変わらず、昔のものがそのまま残るということであり、望ましい事例の徳山港線の舗装も、いつも通っていて不思議なデザインだなと思っていたのですが、これが望ましい事例にあがっており、周南市はこの路線でいくのだということが、資料を見る限りでは、よくわからなかったです。

(事務局)

現状を見たところ、駅から岐山通までは一つの統一感があり、ピーえっち通りは歩車共存道路のような形になっており、レンガ舗装や街路灯、信号柱も凝ったデザインとなっており、御幸通や岐山通とも違うデザイン性があります。徳山港線につきましても、他の路線とはひと味違う歩道舗装になっており、石とアスファルトが混在している舗装です。それぞれの路線で当時、整備されたときのコンセプトがあると思っております。徳山港線の歩道舗装を新たにレンガにしていくなど、あまり大胆なことをすることは難しく、既存を踏襲することを考えております。

(委員)

既存を踏襲するという話になると、細かい議論は要らない感じになりそうで、デザインコードも決める必要もない気がします。

(事務局)

既存のコンセプトを踏襲するということで、例えば御幸通でしたら街路灯の色がシルバーになっております。駅前広場は N4.0 のグレイ系で建てられており、庁舎前もグレイ系で建てられております。御幸通の街路灯の更新をする時期がきたときに、またシルバーで建てられると

駅前広場と庁舎をつなぐ御幸通の統一感がとれていないということにならないように、まずは道路附属物などの細かいところから統一していこうと思っております。

(事務局)

ここの都心軸は、昔から今の議論をしてきており、景観計画を作るときからシンポジウムを開催し、様々な意見を聴いております。そのときに、公共施設景観形成ガイドラインは必要だろうということで作成しました。この公共施設景観形成ガイドラインをベースに景観重要公共施設ガイドライン作成していますので、委員が言われたように、概略的なことしか入っていません。今、言われたような内容は、景観計画を作成したときから変わってきているので、どこまで入れられるか調整したいと思います。景観重点地区はエリアで設定していますので、その中で公共施設がどうあるべきか、もう一度整理する必要はあると思っております。その中で、既存のデザインと様々な建築物ができてくるとは思いますが、それに合うような基準をもう一度ブラッシュアップしたいと思います。先ほど言いましたけど、既存のものと、委員が言われた、これまでの周南市の色をどう出していくかの組み合わせだと思っております。今から進めていくにあたり、広く意見を聴かないとできないかなというイメージは持っております。資料4のフロー図も簡略化していますが、案の作成からその後が重要になると思っております。

(委員)

確かにフロー図を見て思ったのですが、景観審議会場で疑問に思った場合は、どうなるのかなと。

(事務局)

案作成までも大事ですが、それから意見が出るでしょうから、調整する必要があると思います。

(委員)

先ほど「大胆なことは中々しづらい」と話しをされていましたが、一番おおもとのコンセプトといいますか、どこまでやるのかというのを決めないと、例えば結局お金が全然ないのでそんなことはできませんというのであれば、最初に前提としてないと、統一感を持った景観や理想に対して意見を言うてしまうので、そのあたりの前提がよくわからないと難しいと思います。

(委員)

質問になるかもしれませんが、選定理由を私なりに考えてみたのですが、おそらく既に路線ごとにあるコンセプトをもって整備がされているものを選ばれているということですね。ということは、今から作業されることは、路線ごとに居られる関係者の方々のご意見を伺いつつも、当初のコンセプトを再確認された上で、今後の方針を再確認していきましょうという意

味ですよ。

元々、最初のコンセプトがあった上で、デザインコードが決まっており、現在、路線ごとに特徴のある整備がされていると思うので、市側の想いとしては、そのコンセプトを大切にしたいので、例えば舗装工事をするときに、今のままだとアスファルトで舗装してしまうので、それを防ぐためにコンセプトに合った舗装材を設置してください、ということの皆様と共有されたいという想いなのかと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

ということは、新たな路線を設定されていかれるときには、逆に一からコンセプトを決めるところから関係者の皆様と協議されるというつもりだと思っていてよろしいでしょうか。

例えば、私は桜馬場通って重要かなと思うのですが、今は入っていないですよ。これは県道なので、実際、指定しようとするとう県との協議が大変なかなと思ったのですが、例えば、将来的にこちらの路線を加える場合は、先ほどおっしゃったような、そもそも論のところから入られるつもりなのかどうかを伺ってもよろしいでしょうか。

(事務局)

整備をする目的によると思っていますのですが、例えば、景観を高めていく目的で整備に入っていく場合は、綺麗なものを造っても持続していくことが必要で、掃除や街路樹の手入れをしていくことが必要だと思います。このことから、市が積極的に整備を進めていくというこの理解は難しいと思いますので、地域の方を巻き込み一緒に考えていくことが理想であり、そのような形で進められればと思っています。

(事務局)

実際、景観重点地区は、ここのエリアの景観を重視してまちづくりを進めた方が良いということで指定させていただいています。今まで、コンセプトがあり整備を進めてきたことは保持をし、新たに指定する場合は、路線ごとだけでなく面で考える視点も出てくると思います。

今回は、いろいろな路線をあげておりますので、路線ごとや全体としての意見もあると思われるので、いろいろと検討させていただきたいと思います。

(委員)

全体は見るべきだと思います。

(事務局)

旧徳山市時代からグレードアップ整備は電柱の地中化も併せて実施してきました。その当時、旧徳山市の全体的な景観のコンセプトはなかったです。それぞれの路線で、それぞれの地区の住民の方と協議しながら、路線ごとに整備をしてきた経緯があります。その中で、使用する素材については、地域の特産である徳山御影の御影石や、旧徳山市はオーストラリアのタウンズビル市と姉妹都市を結んでいましたので、オーストラリアレンガを使用したビーエッチ通りやきらら通りがあります。ビーエッチ通りやきらら通りがある横の通りは、レンガを使用しております。縦の通りは基本的には御影石を使用しており、岐山通、平和通、昭和通があります。

そういった、特徴的なところも活かしつつ、過去の経緯等も含めながら今後皆さんと協議できたらと思っております。

(委員)

平和通が指定されていないのは何か理由があるのですか。また、県の管轄だと思いますが、フェリーターミナル乗り場は現在、建て替えて整備されていますが、回天基地は周南市における観光の重要な拠点です。県と協議されるのか確認させていただきたい。

(事務局)

平和通ですが、同じ県道でも御幸通ほど手入れが行き届いていないと思っております、県とは協議を開始したところですので、県と協議する中で指定するのか検討する余地はあると思います。

フェリーターミナルは、県が建物の整備を進めており、これから外構の設計や工事の段階になります。徳山駅南口の駅前広場が来年度の完成を予定しており、その後フェリーターミナルが完成しますので、県と協議の場を持ちたいと考えております。

(委員)

景観重要公共施設の指定に向けては、景観整備機構としても積極的に意見を提言させていただいた立場もあるので、改めて、なぜ景観重要公共施設の指定をすべきなのか、もう一度確認させていただきます。

建築士会で一番ターゲットにすべきと思っていたのが、駅から国道2号までの、戦災復興で整備された通りを守らなければならないと提言させていただいたのが最初です。

そもそもの歴史としては、このまちが元々、城下町として成り立ってきて、産業が発展し、広がった市街地が太平洋戦争の空襲を受けて、一旦まちが灰塵に化してしまった非常に辛い歴史があった中で、それを復興していくと非常に強い想いを持って戦災復興の通りができました。

そして、その通りが機能としてできただけでなく、将来の車の交通を見越しつつ、なお且つ幅も広く、歩道も広くとられており、街路樹が一体となった人間的な通りになっています。こ

のことが、このまちにとって歴史的にも空間的にも価値があるのではないかとということで、歴史的にみても稀にしか生まれないものであり非常に重要です。この通りを守るために景観重要公共施設として指定すべきではないかと提案させていただいた経緯があります。

先ほど意見もありましたが、歴史性という意味では非常に重要なところで、その中で街路樹が作り出す緑と広い歩道における、ゆとりのある人間的な通りをいかに守っていき、熟成させていくかということが、これからの一つのミッションになるのではないかと考えています。その中で、具体的に歩道の素材はどうするのか、街路樹はどうするのか、ストリートファニチャーの色合いをどうしていくのかなどの細かい取り決めをデザインコードで示していくという流れになるのではないかと考えています。

今回、案として更に、ぴーえっち通りと徳山港線を加えていただいて、最終的に議論を経てどこまでするのか決めていかれると思いますが、特に周南市は、戦争で歴史的なものが焼けてしまって少なくなっている中で、戦災復興でできた通りの街路樹を基軸にして、緑のある通りを増加させていったという経緯の中で徳山港線やぴーえっち通りがある流れがあります。そういった意味では、私は、今、出されている案も含めて、景観重要公共施設に指定することには非常に意味があると思っています。

範囲としてもう一つ、これからの議論になるかもしれませんが、例えば歴史性ということであると、このまちが城下町から近代化していくところの発展に児玉源太郎が非常に貢献されたと個人的には思っているのですが、児玉神社とか台湾五葉松がある通り、産湯として使った井戸のある公園など、歴史という意味では我がまちの成り立ちの中で起点になっていますが、そういうものを含めていく可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

今、お示ししている路線につきましても、ここだけしか指定しないということではございませんので、そういう議論が高まれば加えていくこともやぶさかではないと思っています。

(委員)

今、話した経緯が大きなポイントであり方向性ではないかなと考えているところですが、それに対していかがでしょうか。

(委員)

今、おっしゃられたお話はよく理解できたのですが、それを実際どう具体化していくのかが資料を読んだだけではわかりませんでした。望ましい事例と書かれているところに、根拠があまり書かれていないので、例えば、徳山港線の舗装とかも、なぜこうなったのかを知らない、これにはちゃんと理由があるかもしれないので、そこをできれば書いてほしいというのがあります。望ましい事例の理由とかがわかりづらい。

(会長)

私が聞いているのは、徳山港線の桜並木の桜は2代目だったと思います。一番最初は、枯れそうになって新しいのを植えて、2代目が結構いい年ですけど、そこに合わせて御影石とかを使って、デザインされた道だと聞いています。

ピーえっち通りも、車がスピードを上げて走らないで人優先のピース&ハッピーの意味を持っているということでデザインされたそうです。

各通りで、そういうコンセプトを持っている通りは、それを大切にしたらいいし、共通でつないでいけるのは、やはり緑ですよ。街路樹は、種類が違ってても緑が繋げるから、例えば、デザインコードできっちり決めるというのもどうかと思いますし、特徴を拾いながら各通りでデザインコードはもう一度きちんと検討し直すというか、まだ決まってはいませんが、そういうことが一番大事になってくるのではないかと思います。

(委員)

今、委員と会長が言われたように、通りごとに特徴があり、全体的に緑でつながっていることを一つのポイントとして、それぞれの通りのコンセプトをもう一回歴史的な経緯とか、デザインされたときの経緯とかを今後の作業の中で、是非深堀をしていただき、戦災復興の通りの歴史も、我々もできる限りの協力はしますので、市民にとってこの通りはこういう大事な通りだったのだということが共有できるような、経緯の掘り起こしをしていただきたいと思います。

(委員)

城下町の骨格は江戸期に成されていたようです。現在の呼び方は徳山港線、かつては豎登という呼び方で、江戸時代に一番重要な行政機関が集まっていたといいます。できれば城下町形成のところも少し触れていただくと、江戸時代にこのまちの骨格ができるところを皆様に知っていただけると、いろいろと共有できるが増えるのかなと思います。そのあたりをもう少し詳しく書かれると、もっとご理解が得られやすいかなと思いました。

(委員)

重複しますが、各路線のデザインコードの根拠が示されていれば納得しやすいですし、何でもかんでも統一すればいいというわけでもないと思います。ごちゃごちゃしていても、魅力的な街並みはあると思うので、根拠があると周南市に初めて来た方も、何でここはこのような街並みのだろうと関心を持ったときに、こういう理由でこうなっているのだなと楽しめると思うんですよ。

他の自治体もこの色を使っているから、ここもこの色です、というような理由だと魅力は無くなってしまうので、根拠を示した方がいいと思います。

(会長)

歴史的な意味とか、そのような上に成り立つ街並みであれば、それぞれを大事にしている周南市の全体の景観になってくると思います。

まだ、これで決まったわけではないので、他の通りや公園も検討の余地は、まだ今からあると思うのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員)

そもそも景観重要公共施設をなぜ指定していくのかというところで、一番大きなところは通りの良さを守り維持し、更に熟成させていくことが目的だと考えています。そういう意味ではターゲットとなっている公共施設だけではなくて、隣接している民間の建物の部分が一体として見えてくる風景なので、どうやって協調してデザインの的にコントロールしていくかというのが、実は一番肝になるところではないかと思ひています。

資料3の最初にも、景観法において、公共施設と周辺の建築物が一体となった良好な景観形成を進めると書いてありますので、隣接する周辺の建築物のデザインを一体的に整備していく仕組みがないと、今の案の中のルールだけでは成立してこないことが非常に悩ましいと思ひておりました。国交省の国土技術政策総合研究所の研究論文でも同じようなことに触れていて、景観重要公共施設の指定と合わせて、当該公共施設の周辺地域を景観重点区域に指定するなど、景観計画に公共施設とその周辺地域の取り組みを一体的に位置づけることが重要であると述べられています。

周南市は、そもそも景観重点地区が先にあつて、かなり具体的なルール作りも成されています。ガイドラインでも細かく規定されており、建物のスカイラインをできるだけ統一しましよるか、壁面線も揃えていきましよるか、ある程度セットバックすることによってゆとりを作つていきましよるか、工作物においても派手な色は使わないようになど具体的に示されています。しかし、今日も自転車でここまで来たのですが、ちらほら重点地区のルールにそぐわない事例が既に存在しています。いかに今のルールを実効性のあるものにしていくかということが、景観重要公共施設を指定することとセットで重要になると考えています。今は、ルールはあるが、上手く運用されずにすり抜けてしまつているケースが全てではないですけど、残念ながら少しあるような気がします。実効性を持たすためにはどうしたらいいのか、一朝一夕にはいかないと思ひますが、事務局としてはどのようにすればいいのか、ご意見をいただければと思ひます。

(事務局)

委員の言われましたとおり、景観重要公共施設だけでは意味はないと思ひておられます。それをベースに景観まちづくりをしていくことが最終目的だと思ひておられます。それによって賑わいや地域の一体感が最終的に出てくるのが、景観まちづくりだと思ひておられます。今から、

景観重要公共施設を呼び水にして、どのようにまちづくりに繋げていくか、今後、検討していきたいと思っておりますので、今後とも景観整備機構さんと連携しながら考えていきたいと思っております。

それと実効性ですが、条例を厳しくするなどいろいろあると思いますが、まずは、景観まちづくり的なところから、やっていきたいと思っており、それによって、ちゃんとした景観ができていけばいいですが、実効性のあるものは、最後の手段としてとっておいて、まずは、まちづくりの中から実効性を出していきたいと考えております。

(会長)

重点地区に住んでいる住民の方は、それほど意識していなくて、今回、景観重要公共施設を指定するにあたり、説明会等をするなど再認識してもらう作業をした上で、ワークショップを開催する。いきなり公共施設を指定しますではなくて、元々、このようなガイドラインがあり、景観の大切さや、法律や決められていることの説明が大切なことですよね。そういうことを周知することから、もう一度始めないといけないと思います。鹿野は、まとまって良いまちですが、家がまったく建てられていないということはないと思いますが、景観の届出も出ていないということだと、鹿野地区の人は、景観についての意識が少ないと思います。重点地区にされた意味というところから、原点に戻りながら進めることも大切ではないかと思っております。

(委員)

鹿野も含めてですが、景観的に美しいものは純粋性がある、その純粋性故に美しい、誰が見ても良い景観だと思えるものです。純粋なものというのは、意外と別な色がちょっと入るだけで簡単に濁ってしまう弱点を持っているもので、そういう危機感はずっと持ちつつ、できることをやっていかないといけないのではないかと私としては強く思うところです。

景観形成ガイドラインがあり、今回は景観重要公共施設を指定していく流れがあって、地域住民の方に発信していくことも一つですし、建築士会でも取り組みはできるといいと思うのですが、確認申請の前に必ず届出をして、特に景観重点地区については、指導、変更を場合によっては受ける場合もありますと、ただ届出を出せばいいだけではないですよと少し意思表示があるかなと思います。また、建築士会やマンションもありますので不動産業界にも周知徹底する必要はあると思っております。

それと、資料2の都心軸形成の施策のタイトルですが、重点地区が活力やもっと賑わいのある地域にしていくことを目指されているわけですけど、「都心軸の価値を向上させ、ここに住むことがステータスとなるようなエリア形成を目指す」とありますが、このフレーズについて思うところがあり、ステータスという言葉がいいのかどうかが気になっています。将来的にはポテンシャルや固定資産税も上がり、税収にも貢献できるような場所になるというのは、実務的にはあると思うのですが、ステータスという表現をした想いを確認したいのですが。

(事務局)

このエリアが住みたくなる、事業者の皆さんが進出したくなるような思いにさせるエリアを作っていきたいというところです。少しステータスという表現は安易だったかもしれませんが。

(委員)

そうしたら、周辺地域がうちはステータスがないのかとひがむ人もいるかもしれないですし、少し考えなければいけないのかなど。想いは、すごくわかります。

(事務局)

表現は、景観重要公共施設や、今から都心軸の空間の創出に取り組んでいきますので、そのときの重要な目標像があると思うので、もう一度検討したいと思います。

(委員)

たたき台を作っていただいたので、今後の議論がしやすくなったと思います。

(事務局)

まずはたたき台があり、皆さんの意見を聴き、それをどこまで広げて反映させていくか、また、知っていただくということが大事で、景観も平成24年からだいぶ経ち、意識も徐々に上がって、並行ではなく少し上を向いていかななくてはと思いますので、その努力を行政もしていきたいと思います。

(委員)

発注済みの信号柱は何色になっているのですか。

(事務局)

シルバーの一般的な標準タイプで溶融亜鉛メッキです。

(委員)

景観重要公共施設の指定をされたら、今後はそういうことにはならないということですか。

(事務局)

各事業者さんに意見を伺ったところ、ルールがあれば協力しますということでした。今回警察も大変申し訳ないというような感じでおっしゃられていました。ルールができれば、標識の建て替え等がでたときには、当然ルールに沿って実施していきますと、お言葉をいただいておりますので、できるだけ早く進めていきたいと思っております。

(会長)

その他、ご質問はございませんでしょうか。

では、景観重要公共施設について、報告は受けたこととします。

(会長)

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

(委員)

その他のところに、入れていただいて質問させていただきたいのですが、この度、景観重要公共施設を指定することになっていますが、景観法では、もう一つ前の章に景観重要建造物というのがあります。今後、指定に向けて検討される予定はあるのでしょうか。

国交省のホームページを見ますと、全国で景観重要建造物を定めておられる自治体さんが公表されていますが、山口県内は、宇部市、萩市、下関市、岩国市が指定されています。周南市は中心地区には該当するものが少ないかもしれませんが、鹿野地区などその建造物がなくないうちに確保しておいた方がいいと思いますので、そのあたりをお伺いしてもよろしいでしょうか。

(事務局)

景観計画を策定しまして、最終的には景観重要建造物についても検討したいと思います。

まず、景観重要公共施設から入りまして、その中で地域に入ったりして景観重要建造物を洗い出しながら並行して検討していきたいと思います。

(委員)

景観重要樹木もありますよ。台湾五葉松とか。是非、お願いします。

(会長)

それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。

(事務局)

村越会長、ありがとうございました。

部長挨拶

(事務局)

以上をもちまして、第8回周南市景観審議会を終了いたします。委員の皆様、本日はあり

ありがとうございました。

閉会 11時20分